平成31年度 青少年のネット非行・被害対策情報 <保護者向け第1号>

差出人:福井県安全環境部県民安全課

送信日:2019/4/1

「福井県青少年愛護条例」の一部改正について

~青少年に裸の画像などを要求する行為に罰金~

青少年がSNSなどで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿などをスマートフォン等で撮影し送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が全国的に発生しています。平成30年には全国で541名、福井県内でも4名の方が被害に遭っています。一度、画像がインターネット上に流出すると完全に回収することは困難で、将来にわたって青少年を苦しめる要因となります。



「ネットには危険もいっぱい」(警察庁・文部科学省)より

こうした被害を未然に防止するため、今回、「福井県青少年愛護条例」が改正され、<u>青少年に画像の提供を求める行為そのものを規制し、違反者を罰する規定</u>が設けられました。(平成31年4月1日施行)

〇青少年に対し、以下の方法で当該青少年に係る児童ポルノなどの提供を求めた場合、30万円以下の罰金が科されます。

- ・青少年に拒まれたにもかかわらず求める
- ・青少年を威迫し、欺き、困惑させる方法により求める
- ・青少年に、対償(お金や物など)を供与し、またはその供与の約束をする方法により求める

また、SNSを利用して犯罪被害に遭う青少年の多くは、有害情報の閲覧制限(フィルタリング)を利用していないため、青少年が使用するスマートフォン等の契約時の<u>有害情報の閲覧制限(フィルタリング)</u> 手続きを厳格化することも併せて改正されました。(平成31年7月1日施行)

〇携帯電話の新規契約または機種変更などをする場合、以下の対応が義務化されます。

- ・携帯電話会社とその契約代理店(以下「携帯電話会社等」)は、青少年または保護者に対し、有害情報を 閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容などについて説明した上、書面を交付する
- ・携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない保護者は、理由を記載した書面を 提出する
- 携帯電話事業者等は、上記書面またはその写しなどを保存する

なお、青少年愛護条例の改正内容を普及・啓発するため、県では県警等と協力し、今後、以下の取組みを実施する予定です。

- ・ 街頭啓発活動の実施
- 保護者向け啓発リーフレットの配布
- ・自画撮り被害防止のための出前講座(小・中・高校等)
- 自画撮り被害防止等に向けたポスターの掲示

<参考>

- ・福井県青少年愛護条例および同施行規則の一部改正(福井県 HP) http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenan/h31jyorei.html
- •「ネットには危険もいっぱい」(警察庁・文部科学省) https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/H30_net-kiken.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。 【担当】福井県安全環境部県民安全課

雷:0776-20-0745 (直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp

